

## 第9回門真市幼児教育振興検討委員会議事録

『門真市における今後の幼児教育のあり方』について、門真市幼児教育振興検討委員会にご審議をいただいております。

第9回の委員会での議事の要点は、次のとおりです。

開催日時：平成20年8月26日（火）午後3時～5時

会場：門真市民プラザ 教育センター会議室A

出席委員数：12名／12名

### 議事

1. 開催要件の確認、第8回の議事録及び資料の配布  
事務局：半数以上の出席により、会議が成立したことを確認
2. 会議の公開・非公開の決定

議長：今回も前回に引き続き、子どもたちの豊かな教育環境を創造するという目的のもとで公立幼稚園を再構築し、新たな形をつくりあげるという視点から、適正な配置のあり方についても審議することになると思います。そうすると当然特定の園名・地域名が出た場合、当該園・住民をはじめ市民に混乱を生じさせるおそれがあり、また委員が外的圧力を受けずに自由に意見を述べ、議論ができるよう、本日の会議を非公開とすることが適切であると思いますが、いかがでしょうか。

委員：異議なし。

議長：それでは非公開ということをお願いします。本日、傍聴の方はおられますか。

事務局：現在、傍聴者はおられません。

議長：今回も議事録については、審議の部分は非公開として、答申後に公開することが適切であると思いますが、よろしいでしょうか。

委員：異議なし。

議長：では、事務局の方、議事録の公開についてはこの決定に従ってください。

事務局：わかりました。そのようにいたします。

3. 第8回幼児教育振興検討委員会議事録に目を通していただく。（7分程度）  
議事録は会議終了後に回収。
4. 今回の審議の提案及び資料提示  
事務局：今回の審議も『豊かな教育環境の保障』という観点から、公立幼稚園の再構築というテーマを中心に審議していただきたいと存じます。

資料は、資料 2 4 『大阪府内各市町村の公立幼稚園の預かり保育の状況』であります。

では、審議を進めていただきますようお願い申し上げます。

## 5. 審議

議長：この幼児教育振興検討委員会で幼児教育の適正配置については①豊かな教育環境の保障②公立幼稚園の財政面・健全な経営の適正化の二つの観点があり、バランスを保ちながら考えていく必要があります。ただ、財政が厳しいから統廃合だという議論の仕方はしません。基本的には門真市のすべての子どもの豊かな育ちを考えるのが、この検討委員会に課せられた第一の諮問内容であります。

幼稚園教育要領の改訂にともない、公立幼稚園はどうあるべきか、公立幼稚園に何が求められているのかを考えていかなければなりません。

例えば、現在公立幼稚園がこの門真市では預かり保育を実施していませんが、教育要領ではきちっとしていくよう指摘されていますし、保護者からも強く求められていることが意見でも出ていました。

改訂された幼稚園教育要領には、預かり保育以外にも保幼小の連携・子どもの生活の連続性・学びの連続性や保育内容の充実など新しく書き加えられています。

また、子育て支援についてもていねいに記述されており、幼稚園に来ている子どもと幼稚園に来ていない子どもを書き分けしながら、子育て支援の実施を強く求めています。

つまり公立幼稚園は、基本的に地域の幼児教育センターの役割を果たしていかなければならないということです。そういう意味で公立幼稚園の再構築ということが、門真市に今求められている大きな課題であると思います。そのようなことが前回確認された内容です。今回はその点をさらに議論してもらって本市の公立幼稚園の果たすべき役割について、意見をいただきたいと思っています。

もう一つ申し上げたのは、公立幼稚園に行く子どもだけでなく、本市のすべての子どもの育ち・教育保障を考えていかなければいけないということです。そのときに3つの問題点があると思います。①未就園児について、本市としてどう考えるか②障がいのある子どもたちの受け入れ問題・特別支援教育の体制を確立していく課題③本市における在日外国人の子どもたちのことについて（異文化を学び合うという視点）です。

そういうことを考えると、公立幼稚園の再構築と幼児教育についての行政組織の再構築ということも考えていかなければならないということになります。その2つが必要です。

副議長：子どもの育ちを見ていくときに、幼稚園の保育時間だけではつかみきれない、親の実態の把握が大事だと思います。障がいのある子どもの支援をどうしていくのか、また、公私幼保の交流についても、そのためのし

くみを作っていかなければと思います。

議長：幼児教育施策の再構築という意味では、それを見直していく組織、例えば幼児教育支援対策室というようなものをつくるということなども考えていかなければならないでしょう。

公立幼稚園の再構築という言い方をすると非常に厳しい感じがありますが、これは今まで公立幼稚園がやってこなかったわけではなく、市としてやってこなかったと言えるのではないのでしょうか。以前なら幼稚園教育要領に書いてなかったからと言えたかも知れませんが、改定された今はそういう答えはできないわけです。公立幼稚園としてやっていかなければならないのです。委員の皆様方は、このことに関して思うことがあれば言ってください。

委員：公立幼稚園4園が、異なる条件のなかで特色を生かしながらできる範囲でやっているのが現状です。

預かり保育の部分に関してはその必要性はわかるのですが、どのような形でやっていけばいいのか、また子育て支援も現在やっていること、これからやるべきことなどわからないことが多々あります。そのようなことを園長会で話し合いながら進めています。

委員：障がい児の受け入れについては、一定の範囲でがんばれるが行政と施設改善や人的配置などの話をつめていって膨らませないと、それ以上のことはできなくなります。

預かり保育も現場からすれば行政との話し合いの中で、もう少しポイントが見えてくれば動きやすいと思います。今、精一杯保育内容の充実に努めていますが、それでも保護者のすべてのニーズにかなうわけでもないですし、限界を感じています。

議長：現場は現場でやろうとしても、結局行政のバックアップがなければできない。それは小・中学校での特別支援教育の体制と重なっていかないといいません。

幼児教育の体制づくりについて福祉の問題と教育の問題がありますが、どう考えていくのかご意見をどうぞお願いします。

委員：保育所は、0歳児から就学前まで預かっています。だから年齢によってその取り組み方は違ってきます。教育の面については、昔は保育園は遊んでばかりと思われていましたが、今は遊びを通して教育の配慮をしていると捉えています。

また1日の長い生活の中で、障がいのある子どもも他の子どもと共に生活していますので、つながりが深まりやすい場であるといえます。そうした良さが保育園にはあるのかなと思っています。

議長：障がいのある子どもの受け入れでいうと、一番多いのは公立の保育所です。私立の幼稚園の場合、障がい児が入園希望をしてきたらどんな対応をしているのでしょうか。

委員：私どもの園では受け入れています。大阪府からの補助もあります。

議長：お金の問題もありますが、学級経営で先生らが不安を感じるようであれば、できたら公立幼稚園に行ってくださいという話もありますね。

委員：その障がいの程度にもよりますね。

委員：うちでは基本的には、障がいのある子は受け入れていません。3歳で入園してから発達の障がいがある場合があります。早期に専門の機関で診断を受けてもらうように保護者に言います。また3歳から4歳への進級が無理な場合は、役所を通じて公立保育所に受け入れてもらっています。

委員：うちの園では受け入れていますが、民間でも積極的に受け入れているところとそうでないところがあります。補助を受けられるので、親に承諾書を書いてもらい申請しています。

入園後に発覚したケースや障がいの手帳を持っていない方、ボーダーの方には親との関係で話を切り出しにくい場合があります。公立の保育所や幼稚園には受け入れのノウハウがあれば、民間にぜひ伝えていただきたいです。

また在日外国人の子どもについては、あまり入園してきません。通訳派遣など、市の対応について知りたいです。

議長：公立幼稚園がそうした様々な課題をとりくんでいくモデル園になる必要があるでしょう。したがって本市にそうした課題を集中的に担っていただくような幼稚園の設立が求められているということが議論の中ではっきりしてくるわけです。それが再構築なのです。

門真市は門真団地を中心に中国人が増えていると聞いています。

障がいがあるとか、外国人であるとかという、ともすれば差別につながるような感覚を乗り越えていかないと、結局、門真市の教育はしんどい状況になってしまうかもしれません。外国人あるいは障がいのある子どものためだけではなく、いっしょに育っていく門真の市民のために行うという見方からも、人権教育が大切です。つまり、この幼児教育の施策のなかで、保育内容として人権という問題が非常に重要な課題として上がってくるわけです。共に生きていくという感性と行動能力を育てていくことが必要です。これができなければ、立場の違う人たちとは一緒にやっていけない子が育ってしまいます。それだけに公立幼稚園の再構築に際しては、私たちは非常に高い課題を要求せざるを得ないだろうと思います。市立にも私立にも少なくともこのようなモデル園が2つくらいはあって、がんばってもらえればありがたいですね。それは保育所でも同様です。

委員：保育所と幼稚園は、今後同じ方向に向かうことになるでしょう。行政の方は分かれているので、教育と福祉の間でコーディネートするような自由に動ける組織が必要です。モデル園には保育研究など広く手掛けてもらいます。

ところで、在日外国人の子どものデータはあるのでしょうか。

議 長：本市の公立幼稚園はどうですか。

事務局：公立幼稚園の園児 277 人中、今年度は在日外国人の子どもは在籍していません。

議 長：では、その子たちはどこに行っているのでしょうか。

事務局：多くは公立保育所に行っております。

委 員：南保育園に中国の子どもたちがたくさん在園しています。あとはフィリピンやブラジルの子どもが各園に少しいます。

議 長：結局、在日外国人の親は働いているので、保育に欠けるということで保育所にいくのですね。民間保育所にはあまり行かないようですが。

委 員：公立保育所も民間保育所も保育料は同じ金額なのですが、民間の場合、園によって遠足費やその他の追加徴収がある場合もあります。それで、公立に行くケースが多いのではないのでしょうか。

議 長：公立保育所はどうですか。

委 員：公立は遠足代は無料ですが、入園料のいらないところに行っています。

副議長：公立の場合、一定の額が決まっています。予算がオーバーしたら徴収するという市もあるようです。

議 長：在日外国人の場合は、親の収入が厳しいので、やはり公立に行くことになるのでしょうか。

副議長：一人が公立に通っていると、その友達を誘うので、多くなってくるということもあると思います。

委 員：外国の人たちは、横の関係がすごく密接ですので、それはありますね。

事務局：南保育園の場合は、中国人の方が住んでおられる団地から近いという地理的な要因もあるかと思います。

議 長：その中国人というのは、基本的に日本に戻れるという資格がある中国人ですね。

事務局：そうです。

副議長：ある市では、通訳を雇い保育所だよりなどを出すときに翻訳して出しているということもあるようですが、本市では通訳などはどのようになっているのでしょうか。

事務局：本市では、公立幼稚園と小・中学校を対象に通訳派遣事業を行っています。

委 員：保育所に関しましては、個人懇談など必要なときに通訳の方をお願いしています。

委 員：私立の幼稚園や保育園で外国人の子どもを受け入れた場合、通訳の方をお願いできるのでしょうか。

事務局：市民課の窓口には通訳の方が置かれていますが、どの辺りまで派遣されているのかはわかりません。

議 長：前もってお願いしている場合、それは可能だと思いますよ。そういうスタッフを揃えておくということが大切なのです。

副議長：市によって申込があれば、ボランティアの方に行ってもらえるシステム

になっていますね。

議 長：今、再構築の話をしているわけですが、そうした多くの課題に対して教育センター機能をもった公立幼稚園がモデル園としてあたってほしいと思います。

さて、前回出ていた公・私・幼・保のどこにも通っていない子どもたち136人について調べられましたか。

事務局：個人情報取扱の問題などがありまして、作成しておりません。

議 長：なぜできないのでしょうか。技術的に問題があるのでしょうか。

事務局：学齢の名簿を作るにあたって、システムの問題もありまして、このことはもう少し考えていきたいと思っているところです。

議 長：子ども支援の施策をするときには子どもの情報がなくてはできませんね。部署がまたがるので調べにくいのであれば、やはり幼児教育に対する支援室などをつくって情報を一本化していかないといけないと思います。問題はどこにも行ってないということが、必要なときに受けるべき教育をその子たちは保障されていないということなのです。

この委員会は幼稚園教育のことだけでなく、幼児教育の振興を検討する委員会です。だから幼児教育の施策についても、再構築をやらないと実施できないということになるわけです。本来なら小学校関係者や虐待の関係に係る人も入っておいてもらうべきだったと思います。

私は個人情報を逐一管理するということについては、問題があって取扱いをきちんとなしと大変なことになることはわかっています。しかし、誰かがどこかで統一的なデータを管理してこそ、はじめて子どもたちに対する一体的な施策がなされるのではないのでしょうか。

委 員：幼児教育全体のことであると、私立幼稚園の保護者の負担はたいへん大きいものです。できれば公・私・幼・保の保護者の負担の現状も検討していただけたらと思います。

議 長：そういう意味では公立幼稚園も経営ということをしっかりやっていかなくてはならない。定員割れであればそれに対する行政責任と幼稚園側の保育内容やその保育サービスについての点検が必要です。そういうことも含めて公立幼稚園の再構築の話につながっていくわけです。

委 員：もう一つ私立幼稚園が前から幼児に対する窓口の一本化をお願いしているのですが、なかなか実現ができないようですね。

議 長：本来子育て支援課は、窓口を一本化するためにできたと思うのですが、作っていくプロセスの中で一本化というのが不十分のままになっているのかなと推測しています。やはり子ども支援の組織を再構築していく必要があります。それは自治体でそれぞれの方法で考えていくべきだと思います。それをつくっていかないと、公立と私立の幼稚園・保育所がある一つの共通の方向をめざした幼児教育を推進することは難しいでしょう。

委 員：親としていろいろ要望はありますが、不安材料は市の財政状況で、財政

難がかなり進んでいるようであれば幼児教育もなかなかうまくいかないのかなと思います。教育も福祉もこれから先、不安に思っています。

議長：私たちはそんなに贅沢な要求をしているわけではなくて、ここまでは最低保障しておかなければならないという議論をしていますので。

副議長：財政についてはいろいろ問題があるかと思いますが、子育て支援について窓口を一本化することは、それこそ少ないお金で有効な取り組みができると思います。

議長：それから事務局で整理していただいた資料24「大阪府内各市町村の公立幼稚園の預かり保育の状況」ですが、市によって時間が違いますね。また、担当職員も正規職員や常勤職員、アルバイトやパートなど市によって様々ですね。

ところがこれが今後公立幼稚園の基本的な役割だということになったら、現職員で対応していくべきという考え方も出てきます。そうすると財政上の問題も絡んでくる。そうすると2クラスの園であればローテーションは不可能ということになる。最低4クラスの園で、しかもある程度の職員数を抱えているということが必要になってきます。今、4園ともにそれを期待するとしたら現在の定員充足率からみても不可能に近いですね。

そこで163号線をはさんで上下の地域を考えてみると、子どもの数に差はあるのでしょうか。

事務局：門真市の中央部を東西に横断している国道163号線を境に、北部の0歳から5歳までの子ども数が3,296人、南部には3,293人となっています。国道163号線をはさんで、南北でほぼ同じという人口構成になっています。

議長：南北の幼児数がほぼ同じという状況の中で、仮に南と北にモデル園を一園ずつ考えるとき、大きな課題や目標を掲げた幼稚園を作るくらいの気持ちの再構築が必要だと思います。

幼稚園として単独でできないとしたら、例えば認定子ども園という形にすることによって、一定の子ども数と職員数をそろえていくということでモデル園を考えていく方法もあります。

南部では南幼稚園の再構築をどう構想するか、具体的に考えていかなければなりません。南幼稚園と南保育園を1つの認定こども園という形ですることも考えられます。

北の方は3園あるけれど、位置的に考えると幼児教育センターとして大和田幼稚園を再構築していくモデル園として想定することはできます。

とりあえずは、きちんと再構築していくモデル園をまず考えることだと思います。

そこで、次回は南幼稚園と大和田幼稚園の再構築について検討したいと思います。認定こども園についても施設・機能・職員の勤務・体制など様々な問題があります。

また、幼稚園が廃園となる場合の行政の対応も考えておかなければならないでしょう。そして、認定こども園としたときの給食の問題も出てくるでしょう。いずれにしましても具体的なところを議論していきたいと考えていますのでよろしくお願いします。それでは今日はこれで終わります。

事務局：では、これにて第9回門真市幼児教育振興検討委員会を終了させていただきます。長時間の審議誠にありがとうございました。

なお、次回の第10回委員会ですが、誠に勝手ではございますが、10月9日（木）午後3時より開催させていただきたいと存じます。場所はこの市民プラザでございます。詳しいことにつきましては、後日文書にて郵送させていただきます。

ご多忙中とは存じますが、ご参加の程よろしくお願い申し上げます。委員の皆様方、本日は長時間どうもありがとうございました。